

## 地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）に係る市民参加手続について

## 1 意見提出手続（平成31年4月24日（水）から令和元年6月14日（金）まで）

提出数	9人 13件
-----	--------

## 2 市民説明会（令和元年5月7日（火）から令和元年6月6日（木）まで）

## ①開催状況

	全体説明会	個別説明会	利用者・関係団体	合計
開催回数	5回	17回	4回	26回
参加人数	42人	237人	77人	356人

## ②意見・質問等の状況

件数	132件
----	------

## ③主な内容

項目	内容
料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定による団体の活動への影響</li> <li>・共通料金設定に対する疑問 など</li> </ul>
使用料・手数料全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料・手数料の見直しによる財源効果や料金改定の考え方</li> <li>・改定後の料金の上限を1.5倍までとする理由 など</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の老朽化及び存続</li> <li>・施設の設置場所に関するもの など</li> </ul>
運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館の利用状況や休館日の設定</li> <li>・公民館での飲食の緩和に関するもの</li> <li>・冷暖房費徴収の考え方</li> <li>・指定管理者制度に関するもの など</li> </ul>
減免	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育団体や生涯学習活動団体等に関する減免制度の見直し</li> <li>・町内会等について減免を規定しないことに対する考え方 など</li> </ul>
時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間帯区分の変更について</li> <li>・午後の利用時間の分割を希望するもの</li> <li>・公民館の開館時間について など</li> </ul>
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設へのエアコンの設置を希望するもの</li> <li>・施設の備品の設備や修繕に関するもの など</li> </ul>
計画・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たない場合の生涯学習活動の考え方</li> <li>・利用料収入と指定管理者の運営に関するもの</li> <li>・施設の統廃合に関するもの など</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブコメや説明会の周知方法や内容について など</li> </ul>



「地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）」にお寄せいただいたご意見と旭川市の考え方

○意見募集期間：平成31年4月24日（水）から令和元年6月14日（金）まで

○意見提出者及び意見数 9人（8人・1団体）から13件

※ご意見につきましては、原則として原文のとおりとしていますが、読みやすくするため一部修正等を行っています。

※原文中に公表になじまない記載があった場合、（ ）で表記しています。

No	寄せられたご意見等	ご意見に対する市の考え方
1	<p>神居、中央公民館、東旭川公民館日の出分館、瑞穂分館、西神楽公民館就実分館閉館                      つい最近、少子高齢化の人口減少により中央、神居公民館や東旭川公民館日の出、瑞穂分館、西神楽公民館就実分館は利用客が減少してきて、しかし、本市は財政難が進んで、それに現在は中央、神居公民館や東旭川公民館日の出、瑞穂分館、西神楽公民館就実分館の建物が老朽化により古くなってきて、やはり本市の維持管理がとても難しく、これ以上中央公民館、神居公民館、東旭川公民館日の出分館、瑞穂分館は存続が厳しくて、それで中央公民館、神居公民館、東旭川公民館日の出分館、瑞穂分館を建物の老朽化や利用者の減少により閉館させたいので、そろそろ中央公民館、神居公民館、東旭川公民館日の出分館、瑞穂分館をそのままにしておくのはダメだ！！</p>	<p>老朽化した公共施設については、地域の状況や必要性を踏まえた上で、今後はできるだけ建替えによらない手法により対応していくことを検討しています。                      ご意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>西神居会館 移転先「（住所記載）」北星公民館 移転先「（住所記載）（施設名記載）跡地」新旭川公民館 移転先「（住所記載）（国道39号線沿い）」                      つい最近、西神居会館、北星公民館、新旭川公民館の建物が老朽化により古くなってきて、これから西神居会館、北星公民館、新旭川公民館を別の土地に新築移転させたいので、そのため西神居会館を（住所記載）に移転させて、北星公民館を（住所記載）の土地に移転させて、新旭川公民館を（住所記載）の国道39号線沿いの土地に移転させて、そろそろ老朽化で古くなった西神居会館、北星公民館、新旭川公民館の建物をそのままにしておくのはダメだ！！</p>	<p>老朽化した公共施設については、地域の状況や必要性を踏まえた上で、今後はできるだけ建替えによらない手法により対応していくことを検討しています。                      ご意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>
3	<p>市民生活館 中心市街地活性化 移転先（住所記載）（固有名称）                      つい最近、（固有名称）は少子高齢化の人口減少により利用者が減少してきて廃墟がとても増えてきて、やはり中心市街地は旭川夏まつり、旭川冬まつりの会場が近くで、市民生活館は緑町地区だったら少子高齢化の人口減少により住んでいる子供の人口が少なくして利用者が集まらないし、中心市街地は人が集まりやすくて、今後は中心市街地活性化として（固有名称）に集会施設を設置したいから、それで市民生活館を中心市街地活性化のために（住所記載）の（固有名称）にあるビルに移転させたいので、そろそろ市民生活館を中心市街地に移転させないとダメだ！！これ以上（固有名称）にあるビルや市民生活館をそのままにしておくな！！</p>	<p>老朽化した公共施設については、地域の状況や必要性を踏まえた上で、今後はできるだけ建替えによらない手法により対応していくことを検討しています。                      ご意見の内容につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

No	寄せられたご意見等	ご意見に対する市の考え方
4	<p>「地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）」では、「地域集会施設の活用方針」を踏まえ、全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境を整備するため、具体的な使用料の額や施設の運用の見直しなど、多岐にわたる事項を基本的な考え方としてまとめている。本市では、公共建築物の老朽化に対して、できるだけ建替えを抑制しながら対応することとしており、先に策定した旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画において、住民センター、地区センター、公民館、農村地域センターなどの主に地域住民が利用する施設については、まず、施設の効率的な活用により、多様な活動の場所を提供していくこととしている。それぞれの事業内容は、地域自治の推進や生涯学習の振興に必要な取組であり、今後も事業を継続し、更に市内全域での広がりを図るためには、一部の施設類型でのみ実施している貸室機能と事業が密接に関わっている運用を見直し、全ての地域集会施設において、それぞれの貸室機能を活用して事業を実施できる環境とすることが、老朽化施設への対応の点からも効率的な取組だ。公民館は社会教育施設であり、社会教育法第23条で営利を目的とした事業などの禁止事項等があることから、地域集会施設の共通基盤化による施設の効率的な活用を図るためには、法に基づく公民館の位置付けを持たない施設とすることにより、全ての地域集会施設において、同法22条に規定する事業の実施が可能となり、また、生涯学習の振興については、現行の専用施設を持たないとしても、運用上の見直しにより事業の実施を確保する。将来像を示し、各種見直しや事業構築を進め、現在の利用者に対して、活動場所の確保などの影響をできるだけ緩和するため、現状を踏まえ段階的に実施する。</p> <p>実施計画は、施設再編計画のうち地域集会施設に関する具体的な取組内容を整理するもので、その期間は、策定時から概ね2024年度（第2段階移行時）までとする。将来、全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境とするためには、現行の利用者負担額や減免の扱いなどについてできるだけ考え方を揃えていくことが必要となることから、段階的に各種見直しを進める。地域集会施設の管理運営形態は、直営、指定管理者制度（使用料又は利用料金制度）に分かれている。公民館については、一部を除き、直営となっているが、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討する。年末年始については、12月29日から翌年1月3日までを休館日とし、その他祝日の扱いについて検討する。公民館は、生涯学習の振興のため自主事業を実施している他、生涯学習活動団体を始めとする各種団体に対して活動場所を提供している。これらの機能は、将来にわたり必要だが、公民館は、施設の老朽化などの課題を抱えており、また、全市的に老朽化施設の建替えが困難になりつつあることから、専門施設としての公民館の位置付けを見直し、事業実施及び各団体の活動場所として、住民センター、地区センター、農村地域センター、地域活動センター、地区体育センター（以下「住民センター等」という。）を含めて、活用しながら、生涯学習の振興を図る。主に公民館に併設されている生涯学習に係る設備・機能については、建物面積等により、事業展開に制約が生じている状況もある。このため、住民センター等を含めて、各種設備の配置を検討する。公民館を所管する公民館事業課は、自主事業の企画・調整・実施の他、各公民館の施設管理及び運用に関する業務を行っている。今後、社会教育法に基づく公民館を持たないとした場合は、施設管理及び運用に関する業務から、生涯学習の振興における社会教育活動の充実に関する事業へと比重を移しながら、専任組織を維持する。</p> <p>（その他）鷹栖、比布、当麻、東川、東神楽、美瑛、愛別、上川各公民館の完成を目指す。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、概ね実施計画（素案）と同様の内容であり、参考にさせていただきます。</p>

No	寄せられたご意見等	ご意見に対する市の考え方
5	<p>本市では、公共建築物に関する財政負担の軽減と市民サービスの維持向上を図るための一つとして、旭川市公共施設等総合管理計画第1期アクションプログラム施設再編計画を平成31年2月に策定し、併せて、集会施設のうち、住民センターや公民館のように主に地域住民が利用する施設（以下「地域集会施設」という。）を対象として、施設を効率的に活用するための各種見直しに関する考え方を示した「地域集会施設の活用方針」を策定した。施設の効率的な活用を検討するに当たっては、特に公民館において建築年数経過による老朽化等の課題が生じていることから、施設運用についてのみならず、社会教育法に基づく公民館の位置付けの見直しやそれに伴う生涯学習の振興など、関連施策を推進するため事業構築についても整理が必要だ。利用者への説明や関連施策の推進に当たり、これらの事項を一体的に検討し進めていくことが必要であることから、「地域集会施設の活用に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）として、施設の効率的な活用に向けた取組と生涯学習の振興に関する取組を併せて示すものだ。地域集会施設のうち、地域活動センターと公民館では事業に関する規定を設けており、これらの施設では、貸室機能と事業が密接に関わっている。特に公民館は、生涯学習を振興するための専用施設となっている。そのため、現行の地域活動センター等の地域活動に関する取組や社会教育法第22条に規定する事業を、どの地域集会施設においても実施することができるよう、段階的に取組を進める。住民センター、地区センター及び地域活動センターについて、午後9時までの開館とする。なお、臨時的に午後10時までの開館も可能とする。年末年始については、12月29日から翌年1月3日までを休館日とし、その他祝日の扱いについて検討する。</p>	<p>ご意見の内容につきましては、概ね実施計画（素案）と同様の内容であり、参考にさせていただきます。</p>
6	<p>5月16日に説明会が有りましたが、私の意見を述べさせていただきます。          利用料金の改定ですが、公民館活動は低価格で趣味や楽しみ等ができるという固定観念ですが、そう思っていました。それに比べ、住民センター、地区センターはもともと高価格の金額を出すことが分かっての月々の月謝を設定しています。使用料が値下がりしたとしても月々の月謝は変わらないと思われます。          住民センター、地区センターと公民館を一緒に考えることに反対です。</p>	<p>料金改定につきましては、現在の料金が平成16年度実績からのコスト計算に基づくものであることから、最新のコストを反映した料金設定にするものです。また、住民センター、地区センター、公民館等の地域集会施設につきましては、今後、施設の老朽化に対応していくためには、建替えによらない方法により検討していく必要があることから、施設の効率的な活用を図るため貸室の面積区分に応じ、共通の料金になるよう併せて見直しを行います。このため、公民館は使用料は上がり、住民センター、地区センターの利用料金は下がることとなります。なお、今回の料金改定では、改定後の料金が急激に上昇する場合には、改定前の料金の1.5倍を上限とする激変緩和措置を講じております。</p>
7	<p>今まで、数回、市内公民館にて小、中、高校生に対し英語授業を行ったのですが、館長によってその扱いにばらつきがありました。          「あなたがやっているのは塾であり、営利行為だ。今すぐやめてもらいたい」という人がいれば、「子供に英語を教えるのは国益につながる。どんどんやりなさい」という人もいました。          子供達の英語力を見ると北海道は全国都道府県の中で最下位に属し、レベルアップを図ることが喫緊の課題と存じます。          どうか営利行為とひとくくりせず、特例事業として公民館利用をお認めいただけますようお願いいたします。</p>	<p>いただいたご意見につきまして、教材費等程度の徴収であれば、公民館を利用できる場合もあります。ご利用に関してご不明の点がありましたら、社会教育部公民館事業課へお問合せくださいますようお願いいたします。          なお、今後、計画に基づく地域集会施設の見直しを進めていく中で、公民館の位置付けを含め、禁止事項の緩和等も検討してまいります。</p>

No	寄せられたご意見等	ご意見に対する市の考え方
8	<p>現行の改定案の説明を聞いて、大変、おどろきました。  各住民センターは、1,900円を510円に改定、各公民館は、250円を510円に、各住民センターは長い間、料金は変わっていません。その格差を市民の税金で負担するのは、(住民センター、地区センター) 大変な話です。統合するのは、まだまだ早いと思います。急ぎすぎです。もっと収支を計算し、見直した方が市のためと思います。  料金改定の基本の方法が、誤りで、何とか、公民館、地区体育センターの改定にとどめてください。住民センター、地区センターの収支をよく見て判断、公民館、農村地域センターの改定にとどめておく、市民の利用率がこれから減って行き、財政難になりますよ。</p>	<p>老朽化した公共施設については、地域の状況や必要性を踏まえた上で、今後はできるだけ建替えによらない手法により対応していくことを検討しています。  このため、住民センター、地区センター、公民館等の地域集会所については、どの施設でも同じように利用できる環境を目指し、まず、第1段階の令和2年度からの取組として、貸室の面積区分に応じた共通の料金となるよう、指定管理業務委託料を含む最新のコストに基づき見直しをしております。  このことにより、指定管理者制度により運営している住民センター等では、利用料金が下がることで指定管理業務委託料を増額する必要もありますが、一方で、料金の低減による利用率の向上も期待できるものと考えております。  今後も料金の改定に当たっては、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)に基づき、サービスを利用する者と利用しない者の負担の公平性が図られるよう、必要な取組を行ってまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p>
9	<p>丁寧な説明をしていただいたと思っていますが、市民委員会や町内会等で利用する場合と自分のための趣味や習い事のための利用者とは、利用料金は違ってあたり前だと思います。  市民委員会や町内会で公民館を利用する時は、地域のための会議等であることをご理解していただきたいと思っています。</p>	<p>住民センター、地区センター等については、設置の経過を踏まえ、受益者負担割合を100%として利用者の方にご負担いただいていたところですが、公民館を含め全ての地域集会所の効率的な活用を図るため、受益者負担割合を50%とし、貸室の面積区分に応じた共通料金の設定をすることとしています。  こうしたことから、市民委員会、町内会、地域自治団体の減免について、市では規定しない方向で検討するとしておりますが、実施計画の策定に当たっては、ご意見の内容も含め、検討してまいります。</p>

No	寄せられたご意見等	ご意見に対する市の考え方
10	<p>・使用料及び利用料金の設定の考え方            住民センター、地区センター、地域活動センター（以下住民C、地区C、地活Cと表記）について「市費負担割合0%：受益者負担割合100%」とありますが、毎年公表されている指定管理者制度導入施設に関する年度評価の結果では、住民C、地区C、地活Cともに指定管理料が200～400万円となっており20～30%は市が負担している形となっています。</p> <p>料金設定時（施設開設時）は市費負担0%・受益者負担100%として試算・設定されたのかもしれませんが、地活C以外は設立後10年、20年以上経過した施設で、実績として市の負担が発生しているのですから、それを反映させて料金の見直しが必要だと考えます。</p>	<p>住民センター、地区センター等の料金設定につきましては、利用率を100%として算定したのとなっておりませんが、実際は利用料金収入を考慮し、施設の運営経費として、市から指定管理業務委託料をお支払いしているところです。</p> <p>今回の見直しでは、効率的な施設の活用を図る観点から、全ての地域集会施設において、受益者負担割合を50%とし、貸室の面積区分に応じた共通の料金設定としておりますが、算定に当たっては、市の指定管理業務委託料も維持管理経費の一つとして、コストに含めております。</p>
11	<p>・指定管理料の見直し            地域集会施設活用実施計画（素案）に「受益者負担の見直しにより、指定管理者制度（利用料金制度）で管理運営を行っている施設は、委託料の増額が必要となります。」とあります。</p> <p>末広地区Cを例としますが、指定管理者制度導入施設に関する年度評価の結果では、年間経費（支出）860万円の内利用料金収入520万円となっています。一方今回の料金見直しで改定率が0.2～0.5範囲で減額されています。料金減額で多少利用者数は増えるでしょうが、仮に利用料金が半額になるとした場合、利用料収入は520万円×1/2=260万円となり、現状（H.29年度）と比べ260万円減となります。利用料金の低下で利用者数増が見込めるとしても利用料収入は200万円程度減るのではないのでしょうか。</p> <p>他の地区C、住民Cも同様の収支状況（経費800～1300万円、利用料金収入400～800万円と幅はありますが）ですので、200万円×施設数12（住民C4+地区C8）=2,400万円の利用料収入減となります。</p> <p>この利用料収入減は市の地域集会施設活用実施計画に基づく利用料金改定によるものですから、各施設の運営委員会には指定管理料の増額という形で補填されるものです。年間2,400万円、10年では2.4億円になります。</p> <p>大雑把で乱暴な試算ですがいかがでしょうか。</p> <p>同じような施設での負担額（利用料金）の適正化は必要で、一部の施設では利用料金が安くなるので利用者としては歓迎すべきですが、上記のように考えると市の施設全体の運営経費が削減されるのか分からないのではないのでしょうか。</p>	<p>指定管理者が管理・運営する利用料金制度の施設につきまして、利用料金収入が下がることにより、指定管理者の運営に影響があるものと考えますが、料金が低減されることで、利用率向上の可能性も期待できるため、こうした点も考慮しながら、施設運営に係る収入が不足する分については、本市からの指定管理業務委託料を増額する必要があると考えております。</p> <p>今回の料金改定につきましては、効率的な施設の活用を図る観点から、全ての地域集会施設で受益者負担割合を50%とし、算定に当たっては、指針に基づき最新のコスト計算により算出したものであり、市の施設全体の運営経費を削減することを目的とはしておりませんが、いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

No	寄せられたご意見等	ご意見に対する市の考え方
12	<p>・地域集会施設の活用に関する実施計画（地域集会施設の機能及び事業） 「現行の地域活動センター等の地域活動に関する取組や社会教育法第22条に規定する事業を、どの地域集会施設においても実施することができるよう、段階的に取組を進めます。」とありますがその場合の各施設の管理運営体制はどのように考えられているのでしょうか。 地活Cの現状は管理職員3人で事業に関する規定にある事業を実施しようとしていますが、職員の勤務体制、人員に限りがあり、条例で規定された事業を実施しようとした時、勤務時間外（給与が払われない）で対応しているのが現状だと思います。（平成29年度包括外部監査の結果に関する報告書P46を参照ください。） 住民C、地区Cの現状は2～3人の管理職員で、年末年始の休館日以外交替で勤務し、受付、施設の管理業務を行っており、勤務（休憩）時間、有給休暇取得等問題を抱えて運営されているのではないかと思います。今の役割に加えて、公民館、地活Cの機能、役割を持たせるには、それに見合った勤務体制、人員の見直しが必要です。 事業に関する規定には、情報の収集、機会の提供、交流・協働の促進、講座・講習会・講演会の開催、集会の開催、団体・機関等の連絡等が並んでいますが、これらは地域集会施設の職員が主体的、主導的に動かなければできないのではないかと思います。とても今の地区C、地活Cの体制ではできないのではないのでしょうか。 施設の管理（受付、施設管理）+外部との調整が必要なわけですから、職員の数だけでなく、質的にも見直しが必要ではないのでしょうか。個人的には市職員に準ずるくらいの条件でなければ人材は集まらないし、市が思い描いているような施設運営はできないように思います。 地域のことは地域に、主体的・自主的な地域の取組に期待せざるを得ない面もあるでしょうが、地域、運営の母体となる地区市民委員会にそれに資する人材が配置できるかが大きな課題です。まちづくり基本条例、14条地域主体のまちづくりに、「市は地域における市民活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、人材育成に努める」とあります。 住民C、地区C等の地域集会施設に新たな役割、機能を持たせるには、それに資する人材がその地域にいるか、今の条件（勤務体制、賃金等）で確保できるか、どのような指導が必要か等地域の調査、実情の把握が必要だと思います。 地活Cは開設以来、来年で5年を経過し、指定管理の更新時期が来ます。住民C、地区Cに新たな機能、役割を持たせるに当たり、地活Cはそのモデルケースになると思います。地活Cのこれまでの活動、運営が当初の計画通りにいっているか、何が問題かを見直し、改善策等を検討する必要があるのではないのでしょうか。 上記の運営、管理体制の見直しには当然経費の増（減）を伴います。今回折角全施設を対象として負担の公平化による利用料の見直しをするのであれば、その他の経費増減要因についても合わせて見直しをすべきだと思います。</p>	<p>現在、策定に向け取り組んでいる「地域集会施設の活用に関する実施計画」では、将来的に全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備を目指しております。 ご意見にある事業に関する取組につきましては、第2段階からの実施を目指し、検討していくこととしております。現在、公民館と地域活動センターにおいて、施設が直接事業を実施しておりますが、こうした事業の実施を住民センターや地区センター等に広げていくためには、事業提供の在り方や実施体制の検討をはじめ、生涯学習活動の振興を担う専任組織の検討も必要と考えております。 なお、いただいたご意見につきましては、担当課と共有し、今後の運営や管理体制の見直しを検討するに当たって、参考にさせていただきます。</p>
13	<p>地域集会施設の活用を具体的に展開していく方法やこのことを地域住民に周知させるのをどうするか説明をお願いしたい。</p>	<p>地域集会施設の活用に関する実施計画の策定に向けては、今回の意見提出手続と並行して、「使用料・手数料の見直し」に関する取組と併せた全体説明会を市内5か所で開催したほか、「地域集会施設の活用に関する実施計画（素案）」の個別説明会を延べ21回開催したところです。今後も、各施設での周知やホームページ、市民広報を活用した周知のほか、取組の状況に応じ、地域住民を対象とした説明の機会を確保するなど、周知を図ってまいります。</p>